

令和3年度 事業計画

社会福祉法人
横浜市青葉区社会福祉協議会

令和3年度 横浜市青葉区社会福祉協議会 事業計画書

◆基本理念

「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」

◆事業推進方針

令和3年度は、新型コロナウイルス感染状況の推移と「新しい生活様式」への適応を見据え、第4期地域福祉保健計画の確定と推進開始の年度として「誰もが担い手であり、受け手である地域社会をつくる」という計画の目標に向けて取り組みます。そのために、地区社会福祉協議会（以下、地区社協という）をはじめとした関係者や専門機関等と連携し、福祉保健活動の再始動を積極的に進めます。特に、見守り支え合い活動をはじめとした身近な地域での福祉保健活動再開の後押し、コロナ禍で困りごとを抱えた世帯への個別支援、及び活動休止を経て必要性が明確となった事業の改廃を進めます。

1 《地域活動の継続や再始動などに向けた地域支援》への取り組み

新型コロナウイルス感染拡大の影響で活動の変更を余儀なくされた地域での福祉保健活動の再始動を後押しします。特に地域福祉保健計画の確定と推進、生活支援体制整備事業や子どもの居場所づくり支援等を通じて、ニーズの把握、情報の収集と共有、及び支援ネットワークの構築を区役所・地域ケアプラザ等支援機関と連携して取り組みます。

- 地区社協をはじめ地域で活動するボランティア・NPO団体、社会福祉法人、及び企業等の多様な機関による地域での福祉保健活動がスムーズに再開され、相互に連携し重層的な支援体制が構築されるよう取り組みます。
- ボランティアセンターを中心に個人や団体によるボランティア活動が再度活発となるようコーディネートの実施、福祉保健活動の場として機能する「ふれあい青葉」の運営、ボランティア講座等を通じた福祉活動を担う人材との出会い、当事者やボランティアと協働した区内小中学校における福祉教育、共同募金・善意銀行によるボランティア活動を支える原資の確保に取り組みます。

2 《コロナ禍をはじめとした困りごとを抱えた世帯への個別支援》への取り組み

コロナ禍により経済的困窮を余儀なくされた世帯や、引きこもり、障害や認知症等に向き合い不安を抱える世帯が、住み慣れた地域での生活を営み続けられるよう、関係機関と連携し、日常や生活困窮時の支援、障害や認知症等の理解促進、区民一人ひとりの権利擁護が更に充実するよう取り組みます。

- 移動情報センター事業において、当事者への個別支援、ガイドボランティアの確保、ガイドヘルパー事業者等との連携強化、及び寄せられた相談から把握した

「引きこもり」事案などへの対応を進めます。

- あんしんセンター事業において、利用者への家計財産管理等の支援、成年後見制度の利用促進、及び区成年後見サポートネットへの参画等を通じて、区民の権利擁護活動に取り組みます。
- 「障害者週間」等を中心とした啓発事業や広報活動を通じ、障害のある方々自身の様子や活動の紹介等により障害への理解を促進します。
- 生活福祉資金貸付や食の支援活動を中心とした生活困窮者支援等を確実に実施し、区民の日常生活での困りごとに対応します。

3 《コロナ禍を通じ見えてきた各事業の必要性を踏まえた改廃》への取組み

特にコロナ禍により変更を余儀なくされた事業について、その必要性を見直し、各事業を適切に執行し、法人全体の信頼性を高めるように事業運営を行います。加えて、事務局を担う各団体の活動を着実に運営していきます。

- 送迎サービスについて、本会が担うべき役割と他機関による対応の現状を踏まえ、事業終了に向けて利用者、関係機関との調整を進めます。
- 「青葉ふれあいまつり」や会員研修、事務局として支援している各種福祉団体との役割分担などについて、本会が求められている現在の役割を踏まえて、内容の見直し、事業の改廃を行います。
- 日常の法人運営において、事業の性質上強く求められる厳格な現金管理を徹底し、法人諸規程、各事業の根拠法、労務・税務等各法を踏まえ、事業所としてのコンプライアンスへの取組みを進めます。

■ 事業計画

【㊤事業】：『横浜市社協 長期ビジョン 2025』の実現に向けた
中期計画（2019～2023年度）掲載事業

《次世代に継承したい「地域のつながり」のあるまち》への取組

I 小地域活動の推進・支援

＜市社協補助金・市社協受託金・共同募金配分金＞ 17,244 千円

1. 身近な地域での支えあい活動の推進

（1）組織的な小地域活動支援の実施 【㊤事業 No.1-1,4、No.5-5】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、地域活動が縮小している中で第4期青葉区地域福祉保健計画「青葉かがやく生き生きプラン」（以下、第4期計画）の策定完了に向けて、新しい生活様式での見守り、支えあい活動が推進していけるよう地域住民との丁寧な話し合いをおこない、関係機関と連携して取り組んでいきます。

- ・ 第4期計画の策定
- ・ 住民一人ひとりの生活課題を地域で共有し、解決できるまちづくりの支援
- ・ 地域での見守り・支えあい活動の推進、支援のための研修会、講演会等の開催支援
- ・ 民生委員児童委員活動への協力（地区民児協定例会出席や意見交換会の実施等）
- ・ 地域での見守り活動（青葉ふれあい見守り事業等）への支援

（2）身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業 【㊤事業 No.1-1、No.3-3,6】 重点

住民一人ひとりの生活課題を地域課題として捉え、本会事業・地域活動への展開や新たなサービス創出を図る「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業」（平成25年度より実施）を本会事業の根幹として位置づけ活動します。

「一人ひとりの困りごとを解決」できる地域社会の実現に向けて、地区社協や民児協、自治会町内会組織をはじめ、地域支援の最前線である地域ケアプラザと連携を強化し、地域特性を活かした身近な地域活動の支援に取り組みます。

- ・ 地区アセスメントシート及び地区支援シートの整備、関係機関との共有
- ・ 地区支援記録の整備及び活用

（3）生活支援体制整備事業への取組み 【㊤事業 No.1-1】

第1層（区域）生活支援コーディネーターが、地域ケアプラザの第2層（日常生活圏域）生活支援コーディネーターへの支援や区域の取り組みなどを通じて、住民主体の地域づくりを推進します。

- ・区内 12 地域ケアプラザにおける第 2 層生活支援コーディネーターの支援
- ・生活支援サービス事業所と関係機関（区役所、地域ケアプラザ、区社協）との情報交換会
- ・インフォーマルサービス（集いの場、生活支援、見守りの地域活動）の情報発信
- ・生活支援コーディネーター連絡会の開催

（４）地域ケアプラザとの連携強化【㊤事業 No.1-2、No.5-10】

地域包括ケアシステムの充実に向けて、地域ケアプラザとの連携を強化していきます。

- ・地域活動交流コーディネーター連絡会の開催 毎月第 1 木曜日午後開催
- ・生活支援コーディネーター連絡会の開催（再掲） 原則、毎月第 4 木曜日午後開催
- ・地域ケアプラザ協働事業の実施
地域ケアプラザ職員を対象にした研修会や意見交換会の実施
- ・地域包括支援センターとの連携（包括カンファレンス・職種別分科会参加）
- ・地域ケア会議・協議体への協力

（５）子ども支援関係事業の実施【㊤事業 No.3-3】

区内で子ども食堂や居場所づくり、学習支援等を行う団体等に対し、安定した運営を行えるような支援を行うとともに、活動財源の支援を行います。

- ・子どもの居場所づくり連絡会の開催
- ・区内の子どもの居場所を記したパンフレットの発行、活動の周知
- ・子どもの居場所の活動支援、立ち上げ支援、助成金の配分
- ・食品等寄付の配分

2. 地区社会福祉協議会の支援

地区社会福祉協議会（以下、地区社協）が地域の福祉課題を解決できるように、話し合いの場や地域組織のネットワークづくりが進むように支援します。また、地区社協を対象とした研修や情報交換の場を設け、互いの強みやノウハウが共有され区域全体において地区社協の活動がさらに充実するようにしていきます。

（１）地区社協助成金の交付【㊤事業 No.5-9】

運営費助成・事業助成・年末たすけあい募金配分金・賛助会費還元金・世帯会費還元金等を交付し、地区社協の活動がさらに充実するように支援します。

（２）地区社協関係会議の定例会開催【㊤事業 No.1-1,2、No.3-3,7、No.4-1,2,3】

地区社協役員対象の会議を開催し、地区社協を取り巻く環境や課題、求められる役割等につい

て話し合います。また、必要に応じて他機関・団体への呼びかけを行います。

- ・会長・事務局長合同会議（地区社協分科会として開催予定） 年3回開催
- ・会長会議／事務局長会議 各1回開催
- ・市社協主催の地区社協検討会へのメンバー派遣 年3回開催

(3) 地区社協研修の実施 【㊥事業 No.3-6】

「一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり」をめざして、研修や研修開催支援を行います。

- ・地区社協に関する基礎的な研修及び必要な研修の開催
- ・地区社協全体会と連携した研修への参加呼びかけ
- ・地区社協主催研修の支援（企画・講師調整等）

(4) 地区社協活動のPR 【㊥事業 No.5-1】

本会ホームページ、Instagram等を活用した地区社協活動の紹介を行います。

3. 地域活動人材の育成

幅広い地域活動の担い手の発掘を目的に、地域ケアプラザや関係機関と協働で事業を実施します。

(1) 横浜シニア大学への協力 【㊥事業 No.3-3】

区老人クラブ連合会が開催する「横浜シニア大学一般講座」に講師として協力します。

(2) 当事者発地域啓発事業への協力 【㊥事業 No.3-1,3】

市社協障害者支援センターが実施する標記事業に対し、地区社協等の研修実施先や講師の調整に協力します。

(3) あおば de スタートセミナーへの協力

区役所福祉保健課が実施する標記事業に協力します。

II ボランティア活動の推進・支援

＜区受託金・会費収入・善意銀行配分金＞ 3,622千円

1. ボランティアセンター事業の推進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動休止もしくは変更を余儀なくされたボランティア活動が再度活発になるようコーディネート機能の充実に努めます。また、区内のボランティ

ア活動の充実を図るため、福祉保健活動拠点の利用促進に努めるとともに、新たなボランティアの発掘に努めます。ボランティア団体や地域ケアプラザ等と連携し、地域課題を把握し新たな取組の検討や関係機関への情報発信を行います。

(1) あおばボランティアセンターの開設【㊤事業 No.3-6,7】

〈開所時間〉月曜～土曜 9：00～17：00

〈コーディネーター〉2名（ローテーションにて1日1名体制）

(2) ボランティア依頼・派遣・調整、情報の発信と収集【㊤事業 No.3-7】

ボランティアを必要としている方とボランティア活動をしたい方とをつなげます。コロナ禍で活動をするうえでの不安や疑問等様々な相談に対応するとともに、解決できない課題等については、他機関と連携を図ります。また、ホームページ等を通じて、ボランティア登録をしている方に対し、様々な情報発信を行うとともに、ボランティア・市民活動団体分科会の運営等を通じて、区内のボランティア団体の活動状況の把握に努めます。

(3) 各種ボランティア講座の開催【㊤事業 No.3-6】

新たなボランティアの発掘や福祉啓発のために他団体との連携も含めた各種ボランティア講座を開催します。

①ボランティア支援講座の実施

- ・ボランティア・市民活動団体分科会会員向け研修
- ・技術系ボランティア養成講座（音声訳ボランティア）

②他団体・機関との共催・協働、または協力によるボランティア講座の実施

- ・横浜シニア大学一般講座でのボランティア入門講座

③ボランティア養成講座

- ・傾聴ボランティア入門講座

(4) ボランティア活動団体の支援【㊤事業 No.1-2、3-7】

区域で活動するボランティアグループの活動やネットワーク化を支援します。

①ボランティア・市民活動団体分科会の開催

②ボランティア活動者向け研修会の開催

③食事サービス関連ボランティア活動者への検便検査料助成（年2回／人まで、全額助成）

④各種ボランティア保険の受付

(5) 福祉教育の推進【㊤事業 No.3-1,6】

区民や当事者、地域ケアプラザ等と連携し、様々な福祉教育の実施や福祉啓発を進めます。

①学校における福祉教育実施に伴う支援

- ・小中学校からの福祉教育に関する各種相談への対応から実施までの包括的支援
 - ・小中学校福祉教育助成金の交付
 - ・福祉学習機材・用具の貸出し（車いす、高齢者疑似体験セット、白杖、アイマスクなど）
- ②中学校における職業体験実施に伴う支援・受け入れ
- ③地域や企業、商店への福祉啓発活動の推進

(6) 学校と福祉の連携支援【㊥事業 No.3-1】

小中学生に地域活動や福祉に関心をもってもらえるよう学校と連携します。

- ①第4期青葉区地域福祉保健計画中学生版パンフレットの作成
- ②児童・生徒の職場体験・福祉体験等のコーディネート・受け入れ
- ③先生のための福祉講座（市社協・区社協・市教育委員会共催）への参加呼びかけ

(7) ボランティアセンター運営委員会の開催【㊥事業 No.3-7】

ボランティアセンターの企画・運営、善意銀行預託金品の受入内容報告と配分審査を行います。

- ・ボランティアセンター運営委員会の開催 年2回

(8) 善意銀行の運営と配分事業【㊥事業 No.5-2,9】

ボランティアセンター事業の1つとして実施する善意銀行において、区民から受け付けた預託金品を受け入れ、ボランティアセンター運営委員会の決定に基づき配分します。

Ⅲ 各種助成事業

区内の福祉保健活動の推進に向け、団体や施設へ各種助成を行います。助成金申請団体に対して、財源である募金等への理解と適正な執行を求めるとともに、広く区民に対して募金等への協力と活用方法についてPRを行います。

(1) あおばふれあい助成金の実施（4～5月申請、6月配分）【㊥事業 No.4-1、5-9】

＜市社協補助金・共同募金配分金・善意銀行配分金＞ 14,595千円

赤い羽根共同募金、市・区社協善意銀行預託金、市社協補助金を財源に、あおばふれあい助成金運営委員会の審査に基づき配分します。また、助成金申請団体にはボランティアセンターへのボランティア登録や本会会員への入会を働きかけ、共同募金活動への協力を促します。

また、市内統一の助成基準に準拠するとともに、それを補完する青葉区独自の助成制度を継続します。

(2) 年末たすけあい募金の配分 (11月申請、12月配分) 【㊤事業 No.3-3、5-9】

＜年末たすけあい募金配分金＞ 7,000 千円

年末たすけあい募金を財源に、市民活動団体・当事者団体への活動助成を実施します。また、タウン誌等への掲載を通し、助成結果を広く区民に周知するとともに、新たな助成団体の開拓に努めます。

IV 広報啓発事業

＜共同募金配分金＞ 1,270 千円

1. 福祉のまちづくりの推進

福祉活動関係者の協力のもとに各種福祉啓発事業を実施することで、区民の福祉活動への関心を高める一助とします。

(1) 第27回青葉区社会福祉大会の実施 (区共催) 【㊤事業 No.1-1,3-6,5-1】

区内の様々な地域活動、ボランティア活動などに長年にわたり貢献された方々の功績を称え、感謝の意を表すことを目的とした表彰式典を開催するとともに、区内で行われている地域福祉活動の事例を紹介します。

令和3年度は第4期地域福祉保健計画発表の機会とするため、令和4年2月に開催します。

(2) 障害福祉への理解や関心を高めるための各種活動の推進 【㊤事業 No.1-1,3-3】

障害福祉への理解を深め、障害のある方の社会参加を促進することを目的に、「障害者週間 (12月3日～9日)」キャンペーンを開催し、区民に向けた普及啓発活動を実施します。

2. 福祉保健情報発信

本会事業や会員情報、地域の福祉情報等を発信するため、ホームページ・Instagramのほか、広報紙の発行を行います。また、住民が身近な地域情報にアクセスできるよう、地区社協を中心とした情報発信のあり方を引き続き検討します。

(1) ホームページの運営 〈URL <http://www.aosha.jp>〉 【㊤事業 No.5-1】

本会ホームページの運営を通し、福祉情報の提供、会員の情報発信の支援を行います。

- ・地区社会福祉協議会のホームページ・ブログ立上げの支援

(2) 広報紙の発行 【㊤事業 No.5-1】

本会活動の紹介と福祉啓発を目的に、各種広報紙を作成します。

- ・「あおば社協だより」の発行 (音声訳版併せて発行) 年4回

・ボランティアセンターだよりの発信

随時

(3) SNSを活用した情報発信

Instagram を活用し、地域情報や事業情報を発信します。

V 福祉保健活動拠点の運営

＜区受託金・市社協補助金・分担金・利用料等＞ 17,184 千円

指定管理者（令和2年度より5年間）として、青葉区福祉保健活動拠点「ふれあい青葉」の適切な運営に努めるとともに、福祉保健活動の拠点として、これまで以上に利用促進に努めます。また、安心・安全な施設管理に努めることで、更なる利用者満足度の向上を図ります。

- ・福祉保健活動拠点利用者懇談会の開催 年2回
- ・防災訓練の実施 年2回
- ・福祉情報コーナーの運営
- ・窓口満足度調査の実施と結果分析
- ・各種ボランティア事業の実施（再掲：「Ⅱ-2 ボランティアセンター事業の推進」参照）

VI 在宅福祉推進事業

1. 高齢者支援

＜共同募金配分金＞ 30 千円

(1) 認知症サポーター養成講座の開催支援【㊤事業 No.3-1,6】

区や地域ケアプラザが企画する住民等に向けた認知症についての啓発活動（認知症サポーター養成講座等）の支援、促進をします。

(2) 敬老訪問の実施

区役所と合同で、区内在住の最高齢者等への敬老祝い品を贈呈します。

2. 障害児者支援

障害児者の地域での自立生活、社会参加への支援を目的に実施します。

＜区補助金・市社協受託金・共同募金配分金＞ 10,559 千円

(1) 障害者週間キャンペーンの実施（再掲）【㊤事業 No.1-1,3-3】

障害福祉への理解を深め、障害のある方の社会参加を促進することを目的に、「障害者週間（12月3日～9日）」キャンペーンを開催し、区民に向けた普及啓発活動を実施します。

(2) 当事者・家族への支援事業の実施【㊤事業 No.3-3】

・障害のある方の就労支援の実施

本会業務の一部を障害者施設や当事者団体に委託することで、障害のある方への就労機会の提供や支援を行います。

(3) 青葉区移動情報センター等運営等事業の実施【㊤事業No.5-6】

移動に関する情報または支援を必要とする障害児者及びその家族等を対象に、外出・移動支援情報収集・提供やコーディネートを行います。また、ガイドボランティアや地域活動で活動するボランティア等、移動支援に関わる担い手の発掘・育成に取り組みます。

- | | |
|-----------------------|-----|
| ・青葉区移動情報センター推進会議の開催 | 年3回 |
| ・青葉区内の移動に関する課題についての研修 | 年1回 |
| ・ガイドボランティア養成講座の実施 | 年1回 |
| ・移動支援事業所連絡会の開催 | 年1回 |

- ・横浜市ガイドボランティア事業における事務取扱団体事務の実施

(4) 各種障害福祉関係会議等への参加【㊥事業No.3-3,4-1】

- ・青葉区自立支援協議会
- ・「みみづく」運営委員会
- ・あおばふれあい農園実行委員会
- ・ほっとサロン青葉運営協議会 等

3. 外出支援

＜市社協受託金・利用料収入・善意銀行配分金＞ 2,527 千円

(1) 送迎サービス事業（横浜市外出支援サービス事業／本会自主送迎サービス業）【㊥事業No.5-7】

公共交通機関での外出が困難な在宅の要介護高齢者や難病患者、障害児者に対し、道路運送法79条への登録に基づき、法令を遵守し登録運転ボランティアによる移送サービスを行います。なお、送迎サービス事業につきましては、本会の役割や当該サービスの今後、及び介護保険サービスをはじめとした他の送迎サービス事業の状況をふまえて制度運用を引き続き見直していきます。

①実施体制

- ・送迎車両 福祉車両：1台
 - ＊リフトアップシート車【トヨタ／アイシス】
- ・利用料金 2kmまで300円、その後1km毎に150円

②送迎サービス事業のコーディネート

③事故予防の取組強化（安全運転講習会の実施、外部研修への参加）

(2) 青葉区移動情報センター運営等事業（再掲）

VII 災害援護事業

＜市社協補助金・共同募金配分金・たすけあい福祉資金配分金＞ 295 千円

(1) 青葉区災害ボランティア連絡会の支援【㊥事業No.1-2,5-11】

- ・定例会の開催（運営体制の基盤の強化、課題の抽出） 年4回
- ・災害ボランティアセンター開設シミュレーションの実施及び外部研修等への参加
- ・市内近隣区との連携強化（他区災害ボランティアとの合同会議、他区運営訓練への参加、協力等）
- ・地域防災拠点との連携強化

- ・防災に関する地域向け講座の開催

(2) 小災害見舞援護事業

火災等の罹災世帯等に対して見舞金を支給します。

VIII 各種相談事業

1. 地域における権利擁護の推進

＜市社協受託金・利用料収入＞ 446 千円

(1) 「青葉区社協あんしんセンター」の実施【㊥事業No.2-1】

高齢者や障害のある方の生活や金銭管理などに関する相談に応じるほか、必要な方には契約に基づく福祉サービスを提供します。

また、事業の実施にあたっては区福祉保健センター、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、相談者・利用者の支援にあたります。

なお支援にあたっては、本会の地区担当職員との連携を促進し、地域における課題把握に努める等、事業実施体制の充実を図ります。

①相談・サービスの提供

- ・権利擁護に関する相談（成年後見制度含む）
- ・福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス
- ・預金通帳など財産関係書類等預かりサービス

②地域・関係機関に対する事業の出張説明会・研修会の開催

③地区担当職員との連携

本会の地区担当職員との連携により、地域での支えあい活動等も含めた利用者の生活支援に継続して取り組みます。

(2) 市民後見人受任後の支援【㊥事業No.2-1】

- ・市民後見人バンク登録者、後見人等を受任した市民後見人の活動支援を行います。
- ・市民後見サポートネット（分科会）の開催

(3) 区協議会

・第1部：専門職会議

区福祉保健センターを事務局とし、専門職団体と区域の権利擁護の相談分析と課題の検討を行います。

・第2部：全体会

区福祉保健センターと共同で、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等を対象に困難

事例の検討や共有、相談機関のスキルアップを行います。

2. 生活福祉資金貸付事業 【⊕事業 No.5-8】

＜県社協受託金＞ 3,672 千円

低所得者世帯や高齢者・障害者世帯等を対象に、審査の上、必要な資金を貸し付けるとともに、関係機関・他制度との連携により、世帯の自立を支援します。

また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、区役所生活支援課との連携強化を図るとともに、償還延滞者ケースの実態把握に努め、償還指導を実施します。

あわせて、生活困窮者への食支援について、セカンドハーベストジャパン、フードバンクかながわと連携し進めていきます。

- ・ 総合支援資金
- ・ 緊急小口資金
- ・ 福祉資金
- ・ 教育支援資金
- ・ 不動産担保型資金
- 等

IX 法人運営

＜会費収入・市社協補助金・事業収入・負担金収入・前期末支払資金残高＞ 9,628 千円

1. 事業推進体制の充実

(1) 理事会・評議員会・部会・分科会・委員会等の開催 【㊥事業No.3-3,4、No.4-1,2,3、No.5-1】

社会福祉法に基づき、社会福祉法人としての適切な運営、会員団体による協議の場の充実、会員相互の連携、及び研修会等を通じた啓発活動等により会員組織活動の更なる活性化を図り、「地域福祉の推進を目的とする団体」としての責務を果たします。

また、本会が把握する地域や個別の課題・ニーズ等を本会会員法人・施設に対して提起するとともに、社会福祉法人・施設において、「地域における公益的な取組」が円滑に行えるよう会員団体と検討を進めます。

①理事会、評議員会、監事会

②部会 (当事者団体、専門機関)

③分科会 (民生委員児童委員分科会、地区社協分科会、自治会長町内会分科会、ボランティア・市民活動団体分科会、地域関係機関・団体分科会)

④委員会

- | | |
|------------------|---------|
| ・ボランティアセンター運営委員会 | 年2回 |
| ・あおばふれあい助成金運営委員会 | 年2回 |
| ・顕彰委員会 | 年1回 |
| ・業者選定委員会 | 必要に応じ開催 |

⑤会員向け研修の実施

- ・個人情報保護研修・防災等の地域向け研修

(2) 会員の拡充 【㊥事業No.4-1、No.5-2】

地域に対する社協活動の浸透を図り、より多くの会員の声を本会運営に反映させるため、引き続き会員の拡充を図ります。

- ・あおばふれあい助成金配分申請団体や新設福祉施設・団体への入会促進

(3) 第4期青葉区地域福祉保健計画「青葉かがやく生き生きプラン」の策定・推進 【㊥事業 No.1-4、No.5-5】

重点

第4期青葉区地域福祉保健計画を区役所や地域ケアプラザと共に策定を完了させ、推進していきます。

また、区（全体）計画と15地区における地区別計画の進捗を把握し、支え合いの地域づくりを進めるとともに、地域福祉保健計画の普及啓発に取り組みます。

- ・地域福祉保健推進計画推進会議、地域福祉保健計画策定委員会、地域福祉保健計画推進・策定プロジェクトの開催
- ・区役所・地域ケアプラザ・本会による地区サポートチーム会議の開催
- ・地域支援を目的とした地区サポートチーム研修の実施
- ・区役所と本会による連絡会議（地域福祉保健計画の事務局会議）の開催
- ・住民や関係機関に対する地域福祉保健計画の周知・啓発
- ・地区別計画推進会議の開催支援
- ・第4期青葉区地域福祉保健計画の発行

(4) 業務改善・経営改善実施【㊥事業No.5-2】

「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業」を全ての事業の根幹として位置づけ活動するとともに、コロナ禍における「オンラインの積極的活用」や「新たな生活スタイル」を考慮し、事務運営の効率化や事業の見直しなど、業務改善と経営改善に取り組みます。

(5) 福祉基金の運用と有効活用【㊥事業No.5-2】

福祉基金積立金を安定的に運用し、基金果実を本会事業に活用します。

2. 事務局体制の整備・充実

「青葉かがやく生き生きプラン」、「身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業」の推進や、「生活支援体制整備事業」の更なる推進のため、地域福祉の推進に必要な職員育成を進めます。また、事務効率化や事業の見直しなどコスト意識を持った業務改善に引き続き取り組んでいきます。

- ・地区担当制による地域支援事業の推進
- ・横浜市社協職員育成計画に基づく研修受講及び外部研修への職員派遣
- ・職員間や市内他区社協等との連携、情報共有のためのグループウェア等の活用
- ・ネットワークセキュリティ対策の強化及び勤怠管理システムによる労務管理
- ・金銭管理事務の徹底と財務・税務管理体制の強化
- ・苦情解決制度及び情報公開制度の適切な運営
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底
- ・オンラインや在宅ワークの導入

X 各種福祉団体への協力

団体の役割、特性に応じて各団体の活動を支援します。

- ・神奈川県共同募金会青葉区支会
- ・日本赤十字社青葉区地区委員会（日赤神奈川県支部横浜市地区本部青葉区地区）

- ・横浜市青葉区更生保護協会（「社会を明るくする運動実施委員会」含む）
- ・青葉保護司会
- ・神奈川県薬物乱用防止指導員協議会青葉区支部
- ・青葉区戦没者遺族会（会計事務を除く事業の支援）

『横浜市社協 長期ビジョン2025』の実現に向けた 中期計画（2019～2023年度）

重点取組1 身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進

| NO. | 事業NO. | 事業名 |
|-----|--------|--------------------------|
| 1 | 重点 1-1 | 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業の推進 |
| 2 | 重点 1-2 | 地域の支えあい活動のための担い手育成 |
| 3 | 1-3 | 地区社協支援の強化 |
| 4 | 1-4 | 区地域福祉保健計画(地区別計画)の推進 |
| 5 | 1-5 | 生活困窮者自立支援施策への対応 |

重点取組2 地域における権利擁護の推進

| NO. | 事業NO. | 事業名 |
|-----|--------|---|
| 6 | 重点 | 2-1 権利擁護事業の推進 法人後見事業の推進 市民後見人養成・活動支援事業の推進 |
| 7 | 重点 | |
| 8 | 重点 | |
| 9 | 重点 2-4 | 横浜市障害者後見的支援制度の推進 |

※2-2、2-3の事業は2-1に統合されました。

重点取組3 幅広い福祉保健人材の育成

| NO. | 事業NO. | 事業名 |
|-----|--------|----------------------------|
| 10 | 重点 3-1 | 幅広い福祉教育(啓発)の実施 |
| 11 | 重点 3-2 | 企業の地域貢献活動の充実に向けた支援 |
| 12 | 重点 3-3 | 当事者の思いが実現できる地域づくり |
| 13 | 重点 3-4 | 福祉保健従事者の育成 |
| 14 | 3-5 | 「セイフティーネットプロジェクト横浜」支援事業の推進 |
| 15 | 3-6 | 地域福祉活動推進者の養成 |
| 16 | 3-7 | ボランティア活動の推進・支援 |
| 17 | 3-8 | 福祉人材の確保支援 |

重点取組4 会員活動と地域福祉の推進

| NO. | 事業NO. | 事業名 |
|-----|--------|------------------------|
| 18 | 重点 4-1 | 会員の拡充と連携による協議体としての機能強化 |
| 19 | 重点 4-2 | 市社協と区社協の部会(分科会)活動の推進 |
| 20 | 重点 4-3 | 部会を超えた課題解決の仕組みづくり |

重点取組5 社協の発展に向けた運営基盤の強化

| NO. | 事業NO. | 事業名 |
|-----|--------|----------------------------|
| 21 | 重点 5-1 | 調査・研究・企画及び広報機能の強化 |
| 22 | 重点 5-2 | 地域福祉活動財源確保の取組強化 |
| 23 | 重点 5-3 | 災害に備えた職員の配置体制や事業継続計画の整備 |
| 24 | 5-4 | 人事異動、人事考課、研修を含めた人材育成の推進 |
| 25 | 5-5 | 横浜市地域福祉保健計画の推進 |
| 26 | 5-6 | 移動情報センター事業の推進 |
| 27 | 5-7 | 外出支援サービス事業及び区社協送迎サービス事業の支援 |
| 28 | 5-8 | 生活福祉資金貸付事業の推進 |
| 29 | 5-9 | 効果的な助成金制度の構築・実施 |
| 30 | 5-10 | 市社協運営施設の機能強化 |
| 31 | 5-11 | 災害時のボランティアコーディネート機能の推進 |

※ 重点と付いた事業は、長期ビジョン本冊子に掲載されている事業です。